

ガス溶接技能講習

2018.2.22

ガス溶接・切断作業などで火災爆発事故防止のために、可燃性ガス(アセチレンやプロパン等)と酸素を用いて金属の溶接・切断・加熱などの作業を行う場合は、法規(労働安全衛生法61条、施工令20条)によりガス溶接技能講習修了の資格のないものを就業させてはならないと定められ、この種の作業者は講習修了証の携帯が義務付けられています。



(1) 学科講習

【4H】ガス溶接等の業務のために使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識

【3H】ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識

【1H】関係法令

【1H】学科試験

(2) 実技講習

【5H】ガス溶接等の業務のために使用する設備の取扱い
実技講習終了後実技試験